

阪大分会ニュース

関西单一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも入
れる組合です

5. 1阪大抗議メーデー集会報告

身分・職種・組合の枠をこえて繋がり、あきらめず、

「おかしいことは、おかしい」と、声をあげよう

今年は、吹田キャンパスで5・1阪大抗議メーデーを「大阪大学における労働と雇用のあり方を考える有志」（有志の会）と関西圏大学非常勤講師組合関単労阪大分会の3者で取り組んだ。最初に、関西圏組合の新屋敷委員長から、2013年4月の労働契約法18条改正により、2018年4月から発生する無期雇用契約転換申込権について、この4年間の状況報告があった。

東京大学では顧問弁護士が非常勤講師の労働者性を認めたぞ！

厚労省や文科省が通達を出し、無期転換をさせないために無期転換申込権が発生する前に雇止めすることは、労契法の主旨に反すると啓発している。神戸大学は2013年以前の在籍者は5年上限を撤廃し、早稲田大学も5年上限を撤廃した。そして、東京労働局がA大学の非常勤職員に関して途中から5年上限をつけるのはおかしいと指導している。大阪大学は非常勤講師の労働者性を認めていないが、東京大学では顧問弁護士が非常勤講師の労働者性を認めたこと等が話された。大阪大学は大学というより官僚組織であるから、一旦決めたら状況がどう変わろうと最後まで固守するだろうが、今日のメーデーによって阪大包囲網を強めていこうという挨拶があった。有志の会として、北迫さんが今春、日本歴史学協会の若手研究者問題を考えるシンポジウムで「若手研究者問題は非正規労働者問題」という重要な発言があったと述べられた。あらゆる学問分野が任期付きになっていて、深刻な状態にあると指摘された。阪大文学部では2年任期のため、就職した途端に次の就職を探さねばならず、腰を落ち着けて問題点を考えられないし、人がどんどん変わるので問題が共有されないとという状態にある。現場の研究室では非常勤職員に引き続き来てほしいが、クーリング期間がある。非常勤職員は生活がかかっているので、クーリング期間の半年分の給料を研究室の教員3人で支払った。このように矛盾も甚だしい労働現場であると。果たしてこのような雇用のあり方でよいのか。有志の会として、労働現場で露呈している問題をあげて、まとめ、意見をつくっていきたいと話された。

使い勝手のいい有期雇用に反対して闘い続けるぞ！

阪大分会は、阪大という巨大な権力に対して、阪大内の労働者が、身分と職種や組合の枠をこえて繋がり、「おかしいことはおかしい」と声をあげ、闘っていこうと呼びかけた。そして、非常勤職員、非正規労働者の思いが詰まった石橋さんのメッセージと第1回控訴審裁判での意見陳述を読み上げた。ユニオンばかりの杉山さんは、大阪市立大学で7年間働いてきたS特任教員の解雇撤回裁判闘争について報告された。阪大に負けず劣らずの大阪市大の滅茶苦茶な労務管理にあきれてしまうが、頑張っているSさんに支援・連帯しよう。関単労こども分会の長東さんは「使い勝手のいい有期雇用に反対して闘い続けるぞ」と力強く発言した。また、阪大の院生からも、学生の場合のTAなど、色んな地位があやふやなことについて厳しい指摘があった。最後に、参加者全員で阪大本部に向けて、怒りの抗議シュプレを突き付けた。

石橋さんら長期非常勤職員の解雇を撤回せよ！

◆第2回裁判へ参加を！
6月2日11:30～
大阪高裁82号 終了後報告集会あり
◆大阪高裁に対し、労働法の趣旨に沿った公平な判決を求める署名活動にご協力ください。



地位確認裁判・大阪高裁 意見陳述

2017年4月19日 石橋 美香

控訴人の石橋美香です。私は、2003年4月から2015年3月まで12年間、大阪大学で働き続けてきました。なぜ、12年間働き続けてきた労働者から「お知らせ」の通知ひとつで職を奪うことができるのでしょうか。大阪大学には12年間働き続けることのできる「制度」があったのです。だから、大阪大学には、私を12年間働かせ続けた責任があります。それを「お知らせ」で一方的に雇用の上限を決め、雇止め解雇を強行実施したのです。12年も働いてきた、業務に精通している、熟練労働者をそんな簡単に解雇することができるということがやはり納得できません。

大阪地裁は「3回の更新」「11年の継続雇用」「補助労働ではない」と認めました。にもかかわらず、「有期雇用だから」と非正規労働者の「働き続けたい」という切実な訴えを切り捨てました。12年働いてきた熟練労働者でも、有期雇用であれば「期間満了」で労働者から職を奪っても良いとしたのです。それは、「労働者から職を奪う」行為が、「解雇」ならば許されず、「雇止め」でも問題になるのに、「期間満了」であれば、あたかも「合法」かのようにとらえられ、許容されるということです。労働者から見れば、職を失うのは同じなのです。このようなことは「おかしい」のです。

働き続けないと生きていけないのが労働者です。だから、私は「働き続けたい」のです。「働き続けたい」からやむなく「2年・更新なし」の雇用契約書にも署名・押印しました。それは不更新条項に同意したことではありません。働き続けるためには、判を押さざるを得なかつたのです。だから、私の要求は「働き続けたい」で貫しています。だから、在職中の2014年11月6日に将来の地位確認を提訴したのです。さらに、解雇された後は就労闘争の形で「働き続けたい」と、「職場に戻せ」と、要求を続けてきました。現在も就労闘争を続けています。しかし、大学は「解雇ではなく期間満了だ」、「制度だ」といふばかりで、長期非常勤職員の側を解雇しなければならなかつた理由を一切説明しません。私の勤務態度に問題があるわけではないと大学は言いました。12年間働き続けてきたということは、継続雇用されるだけの労働を私がしてきたということです。仕事もあります。更新しない理由はありません。更新をしない合理的な理由がないからこそ、「雇用期限」を理由に「解雇」したのです。これは、明らかに理由のない「解雇」です。許されることではありません。このような形で労働者から労働権・生存権を奪うということが「合法」だというのでしょうか？

京都大学では、労働組合と交渉の上、2005年3月31日時点で在職している非常勤職員は定年まで働くことができるようになりました。徳島大学でも、労働組合が交渉し、2013年4月1日から雇用の上限が撤廃されました。このように全国の大学で雇用上限撤廃の動きがあります。労働契約法18条の無期転換申込み権の発生（2018年4月から）への対応で、無期転換できる大学も増えています。控訴理由書（35頁）にもありますが、私と同じように法人化前から働く非常勤職員について、文科省は「無期雇用と同視できる可能性が高い」と述べています。だから、大阪大学の非常勤職員も、働き続けられるはずなのです。それなのに、大阪大学は、文科省の意向にも逆らい、法人化前から働いてきた長期非常勤職員を解雇したのです。

現在の社会は「5年上限」等「有期雇用」が当たり前かのようになっています。大阪大学もそうですが、「5年切り」する大学もあるのが現状です。けれど、私は、その「解雇されて当たり前」を変えたいと闘っています。先に述べたように労働者は働くなくては生きていけないので。数年で期限が来るたびに職を失い、また低賃金で働いていたのでは、生きていけないので。12年も働き続けてきた労働者が簡単に職を奪われる社会であってはいけないので。そういう切実な想いで闘っています。

人を使い捨てる「有期雇用」を理由に、「働き続けたい」という非正規労働者の声を封殺しないでください。私は、人間科学研究科図書室で働き続けたいのです。そして安心して働き、安心して生きていきたいのです。非常勤職員の実態を見てください。その実態に応じたまつとうな判断をお願いします。